

鹿児島県産業イノベーション人材育成等に資する  
高等学校等教育改革促進事業計画作成業務委託  
企画提案募集要項

## 1 目的

本県では、国の「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を踏まえ、県内の県立高等学校において、高校教育改革を先導する拠点（以下「改革先導拠点」という。）を創出することとしている。

本業務は、本県における就業構造の推計や人口の将来推計等を踏まえ、高校教育改革を推進するため、3つの類型すべての改革先導拠点において実施する取組の検討に必要な情報の収集、調査及び分析を行うとともに、資料の取りまとめを行うほか、国への申請に必要な事業計画等の作成を支援することを目的とする。

本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続きを行うものです。受託者の決定や予算の執行は、当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予めご了承ください。

## 2 業務委託の内容

- (1) 業務名 鹿児島県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務委託
- (2) 業務内容 別紙「鹿児島県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和8年5月15日（金）まで

## 3 提案上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 委託業務の内容の実施に係る全ての費用を含む。

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。

- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) 都道府県税を滞納していないこと。

## 5 企画提案書の作成

企画提案書は1者につき1案のみとし、「仕様書」に基づき、以下により作成すること。

- ・ サイズ：A4
- ・ 頁数：20頁以内（表紙含む）
  - ※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。
  - ※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。
- ・ 文字：本文11ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

## 6 企画提案の手続等

### (1) スケジュール

- 令和8年3月16日（月）：公募開始、実施要項等の公表
- 3月19日（木）：質問の提出期限（午後5時まで）
- 3月26日（木）：企画提案参加申込書提出期限（午後5時まで）
- 3月30日（月）：企画提案書の提出期限（午後5時まで）
- 4月2日（木）：審査会の開催
- 4月上旬：審査結果の通知

### (2) 募集要項等の公表・配布日時

令和8年3月16日（月）～ 令和8年3月19日（木）

### (3) 募集要項等の配布方法

以下の鹿児島県ホームページよりダウンロードすること。

[http://www.pref.kagoshima.jp/kensei/nyusatu/nyusatu\\_joho/index.html](http://www.pref.kagoshima.jp/kensei/nyusatu/nyusatu_joho/index.html)

### (4) 募集要項等に係る質問事項について

本業務に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期限：令和8年3月19日（木） 午後5時（必着）
- ② 提出方法：質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（様式1）に記入の上、電子メールにファイルを添付して「9 問合せ先及び各種書類（企画提案書を除く。）の提出先」に提出すること。  
メール送信の際には、件名に「鹿児島県産業イノベーション人材育等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務に関する質問」と記述のこと。
- ③ 回答：質問に関する回答は、令和8年3月24日（火）までに質問事項と回答事項を合わせて、原則全参加申請事業者に電子メールで回答する。

(5) 企画提案参加申込書の受付

- ① 受付期間：令和8年3月16日（月）～令和8年3月26日（木）午後5時
- ② 提出方法：参加希望者は、参加申込書（様式2）を「9 問合せ先及び各種書類（企画提案書を除く。）の提出先」に持参、郵送又は電子メール（にファイルを添付し提出すること。  
※郵送又は電子メールの場合は、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話をすること。

(6) 企画提案書の提出

- ① 提出期限：令和8年3月30日（月）午後5時
- ② 提出書類
  - ア 企画提案書（様式4）
  - イ 事業企画書（様式5）
  - ウ 本委託業務に類似する業務実績（様式6）
  - エ 見積書（任意様式）
  - オ 法人概要書（様式7）
  - カ 誓約書（様式8）
  - キ 直近の決算書の写し（2年分）
  - ク 鹿児島県に納税義務を有する者にあたっては、提出日時点において直近の県税に未納がないことを証明する「県税の未納がないことの証明書」（写しも可）
  - ケ その他、企画提案内容の説明に必要な資料
- ③ 提出方法：電子データ（ワード又はPDF形式）で、以下URLリンクからデータをアップロードすること。（アップロード後、電話で到達確認をお願いします。）  
<https://webfile2.pref.kagoshima.jp/public/z38sgA4Hsk0A-DcBYLGcDw31QJfCgt1Wvva1LyRNJLRB>
- ④ 注意事項：県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

- ① 失格又は無効  
以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効とする。
  - ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
  - イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - エ 募集要項に違反すると認められる場合
  - オ 審査会の構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
  - カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
  - キ 審査会終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
  - ク その他評価結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- ② 著作権・特許権等  
提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他

日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

③ 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等企画提案参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑦ 業務の再委託

提案にあたり再委託先がある場合は、事業計画書の業務実施体制において、これを明確にし、その業務内容及び再委託金額を明記すること。

⑧ その他

ア 企画提案参加申込書を提出した場合であっても、6（6）に定める期限までに企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとする。

イ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとする。

ウ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

エ 企画提案参加申込後に辞退をする場合は、企画提案参加辞退届（様式3）を「9 合せ先及び各種書類（企画提案書を除く。）の提出先」に持参、郵送又は電子メールにより申し出ること。

※郵送又は電子メールの場合は、郵送後又は電子メールの送信後に確認の電話すること。

(8) 見積書作成にあたっての注意事項

提案金額は、仕様書に記載の鹿児島県産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業計画作成業務に要する費用の見込額とし、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。

7 評価に係る事項

(1) 評価項目等

別表「評価項目及び評価基準」のとおり

(2) 審査会の実施

① 開催日・場所

- ・ 開催日時：令和8年4月2日（木）

- ・ 開催場所：鹿児島県庁16階会議室（16-A-2）

② プレゼンテーション等の時間

- ・ プレゼンテーション 20分間以内
- ・ 質疑応答 10分間程度

③ 実施内容

- ・ 企画提案者がプレゼンテーションを行い、その後審査員からヒアリングを行う。
- ・ 提案のアウトラインをつかみやすくするため、提案全体の概要を説明した上で、各評価項目について説明を行うこと。

④ 注意事項

- ・ 開催日時、開催場所、各提案者の開始時間等の詳細は後日通知する。
- ・ 企画提案者が多数の場合は書類審査を行い、プレゼンテーション実施者の絞り込みや実施時間の短縮をする場合がある。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとする。
- ・ 審査会当日、新たに説明資料を追加することはできない。
- ・ 事務局で大型ディスプレイとHDMIケーブルは用意するが、パソコンは提案者が用意すること。また、接続方法はHDMIケーブルとする。
- ・ 提案者は、他の提案者の企画提案を傍聴することはできない。
- ・ 指定時間に遅れた場合は、審査会への参加を認めない。
- ・ オンラインによる参加も可とする。（方法等は別途連絡する。）

(3) 評価及び選定

- ・ 企画提案書、審査会におけるプレゼンテーション及びヒアリングの内容により評価する。
- ・ 各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、最優秀提案を決定する。
- ・ 応募者が1者のみの場合においても審査を行い、契約相手として相応しいかどうかを判断する。
- ・ 審査及びその内容は非公開とする。
- ・ 審査結果については、審査終了後に各提案者に対して個別に通知する。

8 その他

当事業による成果物の権利(著作権、著作権等)は委託者に帰属するものとする。

9 問合せ先及び各種書類(企画提案書を除く。)の提出先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県教育委員会事務局高校教育課 企画助成係

TEL : 099-286-5288 (直通)

電子メールアドレス : kou-kikaku@pref.kagoshima.lg.jp